

固定資産評価基準改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章償却資産</p> <p style="text-align: center;">第1節償却資産</p> <p>一～七 略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6 _____ に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章償却資産</p> <p style="text-align: center;">第1節償却資産</p> <p>一～七 略</p> <p>八 耐用年数</p> <p>償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつては当該承認を受けた耐用年数（当該年度の賦課期日までに行われたものに限る。）に、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。</p>